

被扶養者認定の際の提出書類一覧

(●印は必ず提出を要する書類／▲印は該当するとき提出を要する書類)

※扶養申請の内容によって、他の書類を添付してもらうことがあります。

申請理由	被扶養者の状況	ケース	被扶養者(異動)届	扶養理由書	続柄表示のある世帯全員の住民票	戸籍謄本	所得証明書	雇用契約書・給与見込証明書 (賞金・健康保険加入有無記載)	夫婦それぞれの源泉徴収票(写)	雇用保険受給資格者証 (両面の写)	退職証明 (離職票・退職票交付有無記載)	退職日が確認できる書類 (*3)	離職票1・2(写) (*1)	受給期間延長通知書(写)	出生証明書・ 出生届受理証明書等(写)	最新のお知らせ 改定通知書(写)	認定基準チェック表	銀行・郵便振込票等(写)	在学証明書・施設入所証明書等	税務署受付印がある 個人事業の廃業届出書(写)	その他認定に必要な書類	
結婚による申請 <small>※結婚後離職した場合は 離職による申請を参照</small>	無職無収入の状態	所得証明書に給与収入の記載がない場合	●	●	●		●														▲	
		所得証明書に給与収入の記載がある場合	●	●	●		●			▲	▲			▲	▲							▲
	働いている場合	パート勤務等により健康保険に加入できない	●	●	●		●	●									●				▲	
離職による申請 (*2)	雇用保険を受給する場合	受給する	●	●	●		●					▲	▲								▲	
		受給期間延長する	●	●	●		●					▲	▲	●								▲
		受給終了	●	●	●		●		●													▲
	雇用保険を受給しない場合	勤務先が雇用保険適用事業所ではない	●	●	●		●				●											▲
		離職票の交付を受けていない	●	●	●		●				●											▲
		離職票の交付を受けたが求職の申し込みをしない	●	●	●		●						▲	▲								▲
出生による申請	両親が共働きではない場合		●		▲											▲					▲	
	両親が共働きの場合		●		▲			●								▲						▲
両親の申請	同居している場合		●	●	●		●			▲							▲	▲				▲
	別居している場合	[条件]父母の年間総収入以上の送金が必要	●	●	●	●	●			▲							▲	▲	●			▲
子女の申請	18歳未満の場合		●	▲	●				▲													▲
	18歳以上の場合		●	●	●		▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲					▲		▲
	養子縁組等の場合		●	●	▲	▲	▲		▲											▲		▲
農業・自営業の廃業による申請	農業や自営業を廃止した場合		●	●	●	▲	●									▲	▲	▲		●	▲	

(*1) 発行までに時間がかかる場合は、事前に九電健保までご連絡ください。

(*2) 対象者が子女で両親が共働きの場合は、夫婦それぞれの源泉徴収票の写しも添付してください。

(*3) 事業主が発行する「退職日が記載された源泉徴収票(写)」「退職証明書」、または健保組合等が発行する「資格喪失証明」などの書類。

(2019.05)